

# 「JIS X 0208」における音義未詳字に対する原典による同定 —『標準コード用漢字表（試案）』と『国土行政区画総覧』—

笹原 宏之

## 1. はじめに

通産省工業技術院の「JIS X 0208」（以下、JIS漢字）は、1978年に制定されて以来、1983年、1990年と改正され、官民で広く使用されてきた。今回の1997年の改正にあたって、JCS（符号化文字集合JIS）調査研究委員会では、JIS漢字の第1水準と第2水準にあるすべての漢字、6355字について、各字を同定するために、委員長、各委員が膨大な作業に従事してきた。

筆者は主に、従来から疑問視され、JIS漢字対応辞典などで記述の混乱していた、JIS漢字以前の漢和辞典に掲載されていない漢字について、その採用の経緯を確認して、その典拠や字体、音義、用法を調査することにより、同定に携わった<sup>(1)</sup>。規格票の参考としての附属書「区点位置詳説」に、筆者が直接記述を行ったのは、第1次同定完了字のうち、とくに問題となった5字、第2次同定が完了した52字、第3次同定が完了した16字、第3次同定未了の1字、計74字である<sup>(2)</sup>。本稿においては、そのうちの第2次同定が完了した52字について調査の概要をまとめるとともに、個々の漢字に関する調査結果を誤解の生じないよう紙面の許す限り詳細に記す。今後、その他の問題となった字についても、調査結果を明らかにしていくが、そのための基礎的な資料と考察としたい。

## 2. 原典にさかのぼった同定

### （1）第1次規格と辞典とによる同定

最初の同定作業は、第1次規格（1978）と漢和辞典とを用いた第1次同定である<sup>(3)</sup>。

まず、第1次規格における異体字参照符号の有無を確認し、他の字の異体字であると明記してあるものは同定がなされていると判断した。これらの異体字の中には一般には見慣れないものもあったが、1978年以前の資料に異体字関係を示す用例や収録例すなわち典拠がほとんどの字に見つかる<sup>(2)</sup>。

また、漢和辞典は、JIS漢字などの選定作業に用いられた『新字源』と『大漢和辞典』とを用いて、見出し字にあれば同定がなされたと判断した。この段階で、別の字との示差的な特徴でない、単なる細かい字形の差異と思われる異体字、例えば、規格票と辞典とで字

体と異なる「彝」「纊」「竈」「鯰」の類は、「包摶」などの判断により、辞典に掲げられた字体と同定された。

この第1次同定により、6286字が同定された。残った字は、全体の1%強に当たる以下の69字で、いずれも第2水準にある。

𠂔 嘉 塙 垈 埕 塙 塙 壇 壙 塙 壙 勐 岌 嵴 嵠  
巒 鑄 窭 弩 捷 捷 罅 捷 罅 捷 罅 捷 榻 榻 榻 榻  
榎 榎 榎 榎 榎 榎 榎 榎 榎 榎 榎 榎 榎 榎 榎  
𦥑 范 蟠 范 裳 裳 轉 轉 𩫓 𩫓 𩫓 𩫓 𩫓 𩫓 𩫓

## (2) 同定のための原典の種類

これらの字は、JIS漢字公布前、つまり1978年以前の用例がなければ、確実な同定ができず、確かな情報交換が保証されなくなる恐れがある。また、JIS漢字に対応する漢字辞典などの記述にいっそうの混乱を招く結果にもなる。

そこで、JIS漢字を選定した原案委員会の資料を分析し、原典にさかのぼり、引用された箇所を見つけ出し、その用例から音義や用法を確認する、という作業を行った。これが、第2次同定、すなわち原典同定である。なお、第2水準漢字の選定に用いられた表は、37種表のうち次の4種にすぎなかったことが明らかとなった(『情報交換のための漢字符号の標準化に関する調査研究報告書』(1976)・[JIS X 0208 解説]・芝野主査公開レビュー資料)。

- a 行政管理庁「行政情報処理用基本漢字」(1975)
- b 情報処理学会漢字コード委員会『標準コード用漢字表(試案)』(1971)
- c 「日本生命収容人名漢字」(1973.08)
- d 「国土行政区画総覧使用漢字」(1972度)

このうち、aとbは実物が現存する。また、b・c・dは、

- e 行政管理庁行政管理局・谷村株式会社新興製作所『行政情報処理用標準漢字選定のための漢字の使用頻度および対応分析結果』(1974)(以下、『対応』)

に出所と字体などが転記されており、これが、原案委員会で使用されていたことも判明した。また、dは後述のように、その元となった原典が残っていた。

つまり、a・b・dについては、原典に戻って存在や字体などを再確認することが可能であり、c・dについては、eの転記により、姓名か地名かという使用場面の再確認が可能である。なお、bにも姓名・地名用字がじゃっかん含まれている。

以下では、前掲の69字の中で、『対応』に掲載されているために原典にさかのぼりうる65字のうち、b・dの原典に存在を確認した52字について、記述を行う。

## (3) 『標準コード用漢字表(試案)』出自とされる字に対する同定

『対応』に、bの『標準コード用漢字表(試案)』(以下、『標準』)からと明示された字は、後

述の『国土行政区画総覧』と重複する字を除くと、「雀」「漱」「鑊」の3字である。

これらは、いずれも引用元である『標準』の実物に確かにそのままの字体が載っており、またそれ以前の用例も豊富にあり、問題はない。ここでは字体が正確に引用されていることがわかる。ただし、『標準』には音訓、用法が示されていないので、その付与は「暗合同定」によることとなる。

#### 【雀】『対応』：『標準』(コウ)

##### 『標準』雀

中国では、『刊謬補缺切韻』(ペリオ2011 豊島幹事資料)15ウ去声に「雀 才」とあり、「雀」の異体字であった。また、高麗本『龍龕手鏡』(中華書局影印)に「雀 胡沃反高也又音俊」、『篇海』に「雀 乎沃切說文云高至也從隹上欲出頭元在門部顎之今改于隹部以為正也」、『字鑑』(叢書集成影印)に「□(鶴一鳥)(略)俗从隹作雀誤」、『海篇大全』(早稲田大学図書館蔵万曆版)に「雀 音忽高也」などとある。『書道大字典』には、隸書体や崩し字も見られる。

日本でも、天文本『字鏡鈔』(「古辞書大系」影印)6(1218)に「雀 コク 沃 崔同 才也」(白川本『字鏡抄』19(1020)・稀覯典籍蒐集会本『字鏡集』には「沃」がない。寛元本『字鏡集』7(945)に「雀 (隹は佳) 沃 コク 乎沃切 才也 高至也)」)、『私制字書』(1755「安藤昌益全集」影印)に「雀 クハク・佳・飼當義然則タカクトブ失也故是甚妄作也」、『行書類纂』(早稲田大学蔵版本)に「雀」、『用捨箱』(1841)に「西雀」(西鶴)、荒井英治ら『近世の古文書』(1969)に「鳴雀老人」、『大字典』(1917 1977)に「□(鶴一鳥) 雀 俗字」などとある。

姓として、『日本姓氏大辞典』に「雀岡」(つるおか)、丹羽基二『人名・地名の漢字学』(1994)に「雀田」(つるた)「仁田雀」(にたづる)などがあり、地名としても、『肥前国佐賀県管内各郡村市坊等取調帳』(「明治前期地誌資料」影印)に「池雀」(いけつる)、鈴木真喜男・長尾勇『新編国語要説』(1979・1986修正8刷)に「雀岡」(山形県鶴岡市での「方言文字」と使用されている)。

かつて「雇」の誤字としての「雀」の例もあったが、鎌田正・米山寅太郎『漢語林』(1987)が「□(鶴一鳥)」の別体というように、用例の多くは「鶴」の異体字としてのものである。

#### 【漱】『対応』：『標準』

##### 『標準』漱

『大字典』のほか(前稿「JIS漢字と位相」p81参照)、蒲原有明『春鳥集』(1905)に「澆□(シ十刺)」、大塚楠緒子『空薰』(『明治文学全集』1966 1989 5刷)に「澆漱(おど)る」、『紫艸』(1916)に「澆漱新鮮なるを」などが見られる。

音が付けられていないが、日本で、「澆刺」という文字列の「刺」が前の「澆」の偏につられて三水が付いた順行同化形ないし偏の付加形であり、派生した字体として異体字ともいえよう。

#### 【鑊】『対応』：『標準』(パン)

##### 『標準』鑊

「パン」という音で、梵語の音訳に用いられる。曇寂「金剛頂大教王経私記」(『大正新脩大藏經』(1931))に「則以緋□(糸+曾旧字体)至怛鑄三合」、『増補俚言集覽』(1899 1978復刻)に「阿鑄羅調迦」などとある。歴史的な僧名としても『大日本古文書』『平安遺文』『造像銘記集成』『日本仏宗人名辞典』などに「覺鑄」「寬鑄」「鑄阿」「鑄也」「良鑄」「宥鑄」などと用いられている。姓にも『難讀奇姓辭典』(1967 1977)などに「鑄阿寺」(ばんあじ)があり、地名にも『角川日本地名大辞典』栃木県(1984)に「鑄阿寺」(ばんないじ)(寺名から)、『江戸の坂・東京の坂』(1981)に「覺鑄寺」「覺鑄坂」(かくばん)と使用されているが、「国土」には現れない。『譬喻尽』(1787 1979)の「阿鑄吽」(あばうん)、日外アソシエーツ『日本人名典攬録』(1983)の「鑄」(りょう)などの音の例もある。元来、中国の漢字であり、『漢語大字典』には『後漢書』と杜甫との用例が引かれている。

なお、JIS漢字の中で、従来の明朝体活字では見慣れなかった異体字には、『標準』出自のものが多く、それらは、さらに「日下部表」すなわち日下部重太郎『現代国語思潮』統編附録『現代日本の實用漢字』(1933)にまでさかのぼれるものが多いことがわかった。

しばしばJIS漢字の中の誤字といわれる「達」「貳」や、「柰」「𡩁」などの異体字も、『対応』によると、『標準』に入っていたために、JIS漢字となったものである(「達」は「官報」(頻度2)、「貳」「柰」は「日本生命収容漢字表」にもあるが、「𡩁」はこれだけから)。先の「鑄」なども同様である。これらの字は、『標準』が選定の資料としたという漢字表13種に含まれていたのであるが、年代順のためであろう、その筆頭に掲げられていたこの「日下部表」は、異体字の重要な典拠となりうる。

「日下部表」は、明治初年来の官撰並に民撰の重<sup>(ママ)</sup>な小学読本の漢字、報知新聞社の『三千字引』、重野安繹『常用漢字文』、チャムバレン『文字のしるべ』、陸軍教授『漢字用例』、仁科衛『減字私考』、安達常正『漢字の研究』、後藤朝太郎『明治の漢字』、帝国議会速記録の漢字調べ、「邦文タイプライター」の漢字、東京の大活版所と大新聞社の字母表及び利字表という資料・研究文献・漢字一覧表などから、漢字5675字、別体漢字803字を集めて、部首画数順に配列し、『康熙字典』『玉篇大全』『大字典』『詳解漢和字典』『同文新辞典』『電報新編』『和文奇字解』『漢字典』『言海』『辞林』『大日本国語辞典』『千禄字書』『字学七種』『同文通考』『倭楷正訛』『漢字要覽』『常用漢字表』『略字表』『本邦常用漢字の研究』『國語書取成績考査基準』などを用いて1字ごとに一から四までの等級を与え、当時の「常用漢字」の位置を示したものである。

『標準』は、「日下部表」の字をすべて採ったわけではない。たとえば「角」の「別体漢字」の「□(角の中の縦は下に出る)」は採っておらず、「埒」は「埒」でしか入っていないが、先の異体字の他に、国字の採用などにも影響を与えていたようである。なお、「日下部表」の国字は、『大字典』の国字と一致するものが多いようである。「聯」の「聯」、「事」の「事」、「菟」「兎」「兔」の「菟」、「蟲」の「虫」などは、本書にも『標準』にもなく、JIS漢字には別の漢字表から入っ

たものであり、すべての見慣れない異体字が本書によって採用されたわけではない。しかし、「達」「貳」「柰」「孚」は、主な4種の表のうち『標準』にのみ存在した字であり、そこで引用されている残りの各表になれば、この「目下部表」に起因したものだといえる。つまり、「達」「貳」「柰」「孚」などの字には、上記のいずれかの書籍→「目下部表」→『標準』→『対応』→「JIS漢字」という継承関係が認められる。数十年間、文字表の間で伝わってきた字体であったといえる。

(4) 『国土行政区画総覧』出自とされる字に対する同定

この『国土』は加除式であるため、1972年度で止まっているものはないが、ほぼ同じ状態を復元できる方法があった。それは、発行元の国土地理協会に保管されていた初号(1951)、現在号(1995.09)、除去分(1972.11~1995.10)(23か年=276か月)、計2メートル42センチ、約40000ページにある約500万漢字について1字1字探索するという作業を行うことである。これに、筆者は1年の歳月を費やした。1972.11以降に繰り返し加除が行われたページは、その最初に除去された用紙を、1度も加除されなかったページは、1995.09現在号の用紙を使えば、1972.11現在の『国土』原本を復元できる。

- ・1972度 『国土』(1974『対応』所引) = 『対応国土』
  - ・1972.11現在『国土』(除去分による復元原本) = 『原本国土』

これにより、初号と現在号だけでなく、1972.11現在号において、疑問字が出現するかしないか、疑問字の字体・読みなどの変化の経過が確実に分かることとなった<sup>(4)</sup>。復元1972.11現在号には赤字による書き込みがあるが、それをカウントしたと見られる例が『対応』に複数あり、まさに当時調査された原本と見られる。『対応国士』は、内容と作業の実態を考えると、ほぼこの復元された『国士』を指していたといえる。

調査対象字は、『国上』からとされる3251字のうち、以下のとおり。

ア	第1次同定がなされなかった	57字
イ	「全国町・字ファイル」にない	57字
ウ	『国土』のみからとされる	235字
	そのうち1978JISに採用された	178字

イ(豊島幹事資料)・ウ(池田委員資料)の中には、『原本国土』に見つても、1978.11現在の分か否か、未確認のものがある(紙の褪色などでも分かる)。また、『新字源』の見出し字にない「琅」などの漢字や国字、珍しいと思われた地名も採取しており、これらについては、さらに再検討を行い、別稿に記したい。

その結果、この両『国土』の間で、(1)一致する字、つまり原本から忠実に転写された字が多かったことと、(2)一致しない字、つまり原本から写し変えられたか写し誤られた字があったことが判明した。(2)のほとんどは、1978JISの選定作業の過程で、「字体変化」と「複数字体化」が起こっていた、と推測することで、説明が可能である(「樋」「祢」「磁」「麁」等。別稿を成す)。

出現した字は、アの57字中では49字、イの57字中では46字、ウの235字では約200字、つまり調査対象字の86~80%が出現した。言い換えると、『原本国土』を用いれば、通称が少ない「全国町・字ファイル」(1995.08)に出現しなかった46字が補えることになる。逆に、「全国町・字ファイル」は、小字を多く採ることもあり、『対応国土』にあるのに『原本国土』にない字(「榜」)や、『対応国土』にも『原本国土』にもない字(「幣」「棟」)に地名用例を与えることがある。後者は暗合・衝突用例であるが、前者は暗合・衝突用例であるのか、原本の散逸分を補完する用例であるのか不明である。

以下、『対応国土』にも『原本国土』にも存在するアの57字について、1字ごとに用例を掲げる。区点番号の順に、1997JIS字体例(異なる場合には1978JIS代表字体も)、『対応』の字体・引用元(官報・国立国会図書館収容漢字表などは省略)・音訓・頻度・標準漢字案などの情報、原典用例(1972.11現在『原本国土』・『標準』)、暗合用例・衝突用例(ここには原則として割愛した)を記すが、包摂基準・推測など備考は最小限記すにとどめる。「1973.08」は『原本国土』の用紙が除去された年月、次の数字はページ。赤字訂正是「→」で示す。なお、公共機関名や旧地名には、原本で傍訓が付されていない。「杔」「築」「范」「襞」など、『対応国土』で頻度が5以上ある字については、「(以下略)」と記し、全例を掲げなかったものもある。当該地名が表記できない外字は、作字をしないで「□」を用いて示す。

#### 【町】 『対応』:『国土』1

『国土』1973.08 0129/11 青森県上北郡天間林村天間館通称町(さそう) 小学校名も

#### 【町】 『対応』:「行政情報処理用標準漢字(案)」「標準」「国土」2

「行政情報処理用基本漢字(第2次試案)」町「官報」頻度2250 4級文字

#### 「標準」町

『国土』 1973.10 2423/2~5・7~11~15 鹿児島県曇嶼郡

1975.09 市町村名索引356 鹿児島県曇嶼郡(そおぐん)

1986.02 市町村変更一覧表432 鹿児島県曇嶼郡

433 曇嶼(そお)郡 1972.04.01 曽於(そお)  
郡 改称

#### 【町】 『対応』:『国土』1

『国土』 1973.11 0261 山形県長井市小出通称町の上(まま うえ)

1984.12 0263に「ままの上」と仮名表記に変わった。

#### 【町】 『対応』:『国土』4

『国土』 1973.04 1012	山梨県東八代郡境川村藤垈(ふじぬた)	
1013	〃	通称藤垈(ふじぬた)
1973.04 1013/2	山梨県西八代郡三珠町垈(ぬた)	
1976.07 1006	山梨県韮崎市藤井町南下条通称相垈(あいぬた)	
1976.07 1008	山梨県東山梨郡牧丘町倉科通称大垈(おんた)	
1978.03 1015/3	山梨県南巨摩郡身延町大垈(おんた)	
1978.03 1015/9	山梨県北巨摩郡双葉町大垈(おおぬた)	郵便局名も 「□(伐×土)」は別字だが、誤用されることがある。

【壠】 『対応』:『国土』1(拡張新字体)

『国土』1978.06 1267/10 愛知県豊田市東保見町字壠(包は旧字体)六(ほうろく)

従来知られていなかったが、この地名から1978JISに採用されたものである。1979.04 1267/10に「壠(拡張新字体)六」に、1993.10 1267/11に「抱六」に変えられたが、役所のオンラインでは「壠(拡張新字体)六」となっているという。

【堺】 『対応』:『国土』1

『国土』1975.10 0507/7 埼玉県八潮市堺(がけ)

【堺】 『対応』:『国土』2(タオ その他の国字)

『国土』 1973.07 2015	山口県下松市切山通称堺市(たおいち)
1973.07 2015	山口県下松市来巻通称堺迫(たおざこ)
1986.06 2023/3	山口県長門市渋木通称大堺(おおとう)
1987.03 1973	広島県山県郡加計町下殿河内通称堺(たお)

異体字の範囲を広げて、「峠」「堺」や、「麓」「禁」「鮎」などをも異体字関係としてとらえる意見もあり(中原尚道「異体字の概念と実態」『言語』3 1991)、『原本国土』1979.05 2025/2や『誤字・俗字一覧表』などにも「峠」と「堺」の交替関係が見られる。しかし、音訓、意味、用法、使用位相などに違いもあり、互いに書き替えることができるとは限らないものは、單なる異体字とはいえないようである。実際に、「堺」から「峠」へと職権訂正された戸籍が、再び「堺」に戻されたケースがある。

このほか、異体字が示されていないが、検討の余地のあるものに、たとえば「禁」「麓」があるが、前者は国字であるため、後者の音ロクがないので、同訓異字と扱うべきで、通用ともいえず、異体字としがたい。

この類は多くあるが、1978JISでは、異体字参照符号を与える場合もあり、不統一であった(「鶴」と「鶴」など)。「榎」「楓」もある字源説からいうと異体字となる。このほか漢字では、「脚」「銜」、「嘲」「濁」、「惣」「利」、「槇」「模」などが、字源的には派生ないし転化したものなので、異体字ともいえるが、用法で使い分けがほぼ定着しているので、「昂」と「弔」の関係のようである。

【堺】 『対応』:『国土』1

『国土』 1973.08 0129/19 青森県三戸郡福地村堵渡(ごみわたり) 小学校名も

【塙】 『対応』:『国土』1(拡張新字体)

『国土』 1975.03 2452 鹿児島県西之表市西之表通称塙(拡張新字体)泊(あまとまり)

「おか」に当てる地名は衝突用例。

【塙】 『対応』:『国土』1

『国土』 1974.02 1183/3 静岡県田方郡伊豆長岡町塙之上(ままのうえ)

小地名には、用例が多い( 笹原宏之「地域文字の考察」(『文化女子大学紀要』3 1994) 参照)。  
1982.12 1180に、静岡県下田市大賀茂通称塙々原(ままはら)が追加された。

【塙】 『対応』:『国土』1(右上は筆縦線は下に出ない)

『国土』 1977.07 0747 神奈川県南足柄市塙下(ました)

小地名には、用例が多い( 笹原宏之「地域文字の考察」(同上) 参照)。

【男】 『対応』:『国土』(リョク)

『国土』 1987.02 0197/6 宮城県桃生郡桃生町給人町通称男巻(なたまき)

1973.11 0262 山形県長井市九野本通称□(山×力)柄(なたづか)

「□(山×力)」は「男」の誤植であり、『対応』には山部にも力部にもない。『対応』に頻度数が抜けているのは、「□(山×力)」をここに入れるか否かで迷ったためか。『対応』は「男」に作りながら、「□(山×力)」の音を付けているように、原典の「□(山×力)」を「男」と誤写したものか、統合つまり包摶ないし誤字体の訂正をしたものと推測される。前者は1995.08 0197/7で抹消され、後者は1984.12 0264に「なた柄」に変わった。

【媛】 『対応』:『国土』1

『国土』 1978.11 1375/7 滋賀県犬上郡(欠)河内通称媛(山の中央の縦線が少し下に出る。その下の一は中央が切れ、右端に鱗もなく、作字をした際の紙の影)原(あけんばら) (町名は除去分のため、不明。1995.09では多賀町)

1988.11 1375/7に「山女原」と変わっており、訓「あけん」は「あけび」の転化と見られる。「山女」の合字である「□(山×女)」を作字しようとしたが、作字に際して、「出」のような字から切り取り損ね、上部を「□(出ー口)」のようにしたうえ、さらに下に切り張りした紙の影が線のように写ったものである。原本には、1987.11 1267/7、1988.02 0138などにも作字の際に生じた影が存在している。それが『対応』までの段階で「一」と誤認され、「媛」と転写されたのである。

明治の資料を引く『角川日本地名大辞典』滋賀県(1979)には、この地名自体が載っていないが、地元では「□(山×女)」と書いている(池田委員資料)。町役場税務課によると、読みは「あけんばら」、表記は「山女」と離すこともあるが、「□(山×女)」(山冠に女)と「付けて書いている」といい、「土地台帳」でも同様に1字の合字となっているという。

ただし、このような誤字でも、ここを「媛」で代用した道路地図が複数あるので(池田委員資料など)、「□(山×女)」と包摶させる必要が生じる可能性がある。なお、「国土」では「通称」

であるが、現地の役場では「小字」であるという。

このように、「𡇔」は直接の採用経緯によれば、『大漢和辞典』にある「□(山×一×女)」とは関連がないが、この「□(山×一×女)」を、『字彙』(康熙27年版 上海辞書出版社影印 山部4画)に「□(山×一×女くが上の一をも貫く)」の字体がある(『重刻字彙』(清版)1-51才、寛文十一年和刻本丑40ウ、『増註頭書字彙』丑45ウでは「□(山×一×女)」)。さらに天文本『字鏡鈔』(『古辞書大系』影印 大原望氏資料)1(81)に「𡇔 シ アサムク 之」、寛元本『字鏡集』2(63)に「𡇔 シ アサムク」、白河本『字鏡集』1(75)にも「𡇔(一は短い) 之シ

アサムク」のように作る例があり、字体が衝突する。中国の『漢字典』(1994)に、台湾の『CNS 11643』(1986)に「𡇔」があるというが、「ISO/IEC 10646」(1995)では「山」の中央の縦線が下に出る字体である。これは「JIS X 0212」(補助漢字)(1990)の影響であろうか、日本の「𡇔」と同定されている。「補助漢字」では字体をそのように解釈したのであろう、「□(女十𡇔)」の異体字とされた。IBMの実装字体も、この「山」の中央の縦線が下に出る字体を「𡇔」として使用しているように、従来は、このような解釈がなされるか、未詳とされていた。

このように「𡇔」(「あけび」と読む国字に対する誤字)に「□(山×一×女)」(シ、あざわらうという漢字)の音義を与えることができるが、暗合・衝突用例は、きわめて多いため、本稿では第3次同定分以外は原則として示さなかった。なお、『新日本地名索引』(1993)に愛知県「𡇔巖寺」(りょうごんじ)があるが、原典である「二万五千分一地形図」(1982)に当たると「櫻巖寺」(りょうごん)である。杉本つとむ『漢字 女偏のルーツとドラマ』(1993)に「𡇔」は「𡇔」の異体字であるが、これは「□(一×山×女)」を作る例が多い。。

#### 【岬】 『対応』:『国土』1(拡張新字体)(ユリ その他の国字)

『国土』 1990.04 1545/2 京都府天田郡三和町大字岬(拡張新字体)(ゆり)

#### 【岬】 『対応』:『国土』2

『国土』 1980.03 0865 富山県上新川郡大沢野町二松・坂本船崎 郵便局・役場支所・

小学校名 (地名は舟倉(ふなくら)・舟倉新(ふなくらしん))

1980.03 0866 富山県 船崎村を廃し

1980.03 0872 富山県中新川郡立山町岩崎寺(いわくらじ) 岩崎 郵便局・  
小学校名も

1980.03 0872 富山県中新川郡立山町芦崎寺(あしくらじ)

#### 【帖】 『対応』:『国土』1

『国土』 1976.10 1424 京都府京都市左京区浄土寺広帖(ひろやま→こうちよう)町(ち  
よう)

広帖(ひろ途中まで→こうちよう)が一旦書き込みされてから、消去されている「広帖」(ひろやま)は「広帖町」となり、読み方は「帖」にのっとり「こうちよう」と音になった。この時に、字体と読みに混乱が生じたようである。『国土』(1951)では「広帖」(ひろや

ま)、『国土』(1995.09)では「広帖」(こうちょう)、「全国町・字ファイル」(1995.08)では「広帖」(こうちょう)となっている。IBMは『大漢和辞典』などにある別字「□(山十吉)」を作る。なお、千葉県の「はぎ」、埼玉県の「はけ」に当てる地名は、暗合・衝突用例である。

【嶠】 『対応』:『国土』1

『国土』 1973.01 1881/7 岡山県岡山市西大寺西片岡通称嶠(たお)

【掕】 『対応』:『国土』2

『国土』 1973.07 0219/3 秋田県湯沢市二井田通称掕上(はばうえ)

1977.07 0223 秋田県大曲市四ツ屋通称掕田(ばばだ)

1986.05 0231/14 秋田県仙北郡角館町白岩通称下掕(したばば)

1986.05 0231/23 秋田県平鹿郡平鹿町浅舞通称掕(はば)

【杣】 『対応』:『標準』『国土』17(ハツ エブリ)

『標準』 杣

『国土』 1972.12 1245/2 愛知県一宮市桙杣町(わくいりちょう)

1972.12 1254 愛知県春日井市杣ヶ島町(いりがしまちょう)

1973.01 1125 岐阜県安八郡北今ヶ淵通称杣の戸(いりと)

1973.04 1201/6 愛知県名古屋市西区稻生町字杣先(いりさき)

1973.04 1203 愛知県名古屋市西区新福寺町字下(いりしも)杣

1977.03 2235/10 福岡県遠賀郡水巻町杣(えぶり) 小学校名も (以下略)

来源や字義からは、「杣」との異体字ともいえる。「杣」(いり)という国字に「□(木十八)」(ハチ、えぶり)という漢字の音義を与えることには、『対応』などにも用例があるが、字源や習慣から誤記、誤植とみなすこともできよう。「こみ」に当てる地名は衝突用例。

【柵】 『対応』:『日本生命収容漢字』『国土』3(拡張新字体 カタラ その他の国字)

『国土』 1973.04 2427 鹿児島県鹿児島市黒神町字柵(戸は旧字体)ノ木ケ谷

(近くに「櫛」(はぜ)を用いた地名がある)

1979.05 2329 熊本県本渡市柵→柵(戸の上のーは、)宇渡町(はじ□→はじ  
うとまち) (小学校・郵便局名は「櫛」)

1980.03 2213 福岡県甘木市三奈木通称柵(戸は旧字体)畑(はじはた) 上柵  
畑(かみはじはた)

1989.09 2303/7 長崎県南高来郡有明町湯江通称柵(戸は旧字体)山(はぜやま)

1994.01 2455/4 鹿児島県川辺郡知覧町東別府通称櫛→柵(拡張新字体)場(は  
しば)

1994.01 2457/4 鹿児島県姶良郡姶良町平松通称櫛→柵(拡張新字体)山上(は  
せやまかみ)・<sup>(マツ)</sup>下(しも)

1994.01 2457/7 鹿児島県姶良郡霧島町田口通称柵(拡張新字体)田(はした)

1951 1869の「柵(正字体)谷」(かたらがい)は1990.07 1875/11では「櫛谷」。1972.11 1692の

「香櫞園」は1988.03に「香桺園」と訂正された箇所もある。「はぜ」の類で読む例は、「櫨」の異体字として使っていることが明らかであるが、「うつぎ」など別の訓での地名用例では、「櫨」の異体字とはいがたい衝突用例。姓にも用例は多い。なお、作業段階では第1水準に入っていた。

【档】『対応』:『国土』1

『国土』 1994.01 2457/11 鹿児島県曾於郡大崎町永吉通称档(ヨは中央の一が左右に長くコを貫く)ケ山(までがやま)

『対応』では「档」に作っており、「当(ヨの中央の一はコを貫く)」と「当」とは通用していたため、包摶を経ているか。『大漢和辞典』に「□(木十當)」はある。「あて」に当てる地名は衝突。

【桺】『対応』:『国土』11

『国土』 1976.10 1454 京都府京都市東山区今熊野柳ノ森町(いまぐまのなぎ もりちょう)

1976.10 1459-1460 京都府京都市東山区山科柳辻(やましななぎつじ)東浦町など  
11町

【栴】『対応』:『国土』3

『国土』 1972.12 2459/4 鹿児島県熊毛郡上屋久町楠川字栴川(たぶがわ)

1994.01 2457/13 鹿児島県肝属郡東串良町川東通称南栴→栴元(みなみたぶもと)

鹿児島県肝属郡東串良町新川西通称栴→栴元(たぶもと)

「かこい」に当てる衝突用例もあるが、「栴」の誤植か。他にもこの字を用いた地名は多く、読みが異なるものもある。

【橦】『対応』:『国土』1

『国土』 1987.04 2421/16 宮崎県東臼杵郡北方町 三橦 小学校・中学校名

従来、「ポン」などさまざまな用例が引かれていた字だが、1978JISはこの用例から採ったものである。作業段階では、第1水準に入っていた。「くぬぎ」とする訓は、規格表で隣にある「桐」による誤解であろう。現地役場への照会によると読みは「みはえ」。『角川日本地名大辞典』宮崎県(1986)には地名用例があるが、「三橦」は学校名としてのみ『国土』に載っていたものであり、こういう公共機関名を含めて「地名」と呼んでいたことが判明した。1994.09では中学校名はなくなっている。小学校の名にこのような字が用いられていることは意外であるが、それが知られていなかったことに問題があろう。

【栴】『対応』:『国土』1(シデ その他の印字)

『国土』 1977.12 1765/2 奈良県生駒郡平群町栴原(しではら)

【栴】『対応』:『国土』1

『国土』 1973.03 0799/4 新潟県北蒲原郡三ツ栴(みくぬぎ)

【鶴】『対応』:『国土』2

『国土』1979.06 2442 鹿児島県阿久根市脇本通称鶴之浦東(かしのうらひがし)・<sup>(マツ)</sup>西(にし)

【櫻】『対応』:『国土』1

『国土』1980.12 1807/7 和歌山県日高郡印南町櫻川(ほくそがわ) 小学校名も  
1951 1892では右上の部分の中央の一の中央が欠けており、メーカー実装に影響した。

【注】『対応』:『国土』1

『国土』1977.03 2151/18 高知県高岡郡窪川町仁井田通称沢川(ぬたのかわ)  
役場では「□(七十土)」という(大原望氏)。

【啄】『対応』:『国土』1

『国土』1994.01 2457/10 鹿児島県曾於郡財部町南俣通称畠ヶ山(けさがやま)

【碓】『対応』:『国土』5

『国土』1972.11 1993/2 山口県下関市彦島碓崎町(かきざきちょう)

1974.06 2353/21 熊本県八代郡鏡町貝洲通称碓(七のノは右を貫く)原(かきわら)

1974.06 2353/21 熊本県八代郡竜北村高塚通称碓原(かきはら)

1976.05 2382 大分県臼杵市諫訪碓江(かきえ)

1991.02 2340 熊本県下益城郡富合町碓江(かきのえ)

「ごうろ」「こ」に当てる地名は衝突用例。

【稲】『対応』:『国土』1

『国土』1974.06 3986 沖縄県中頭郡美里村古謝小字稲原(ようばる)

従来、典拠が知られておらず、「稲」による「あこぎ」という訓も付けられていた「稲」は、これを忠実に転写していたものであった。

しかし『角川 日本地名大辞典』沖縄県(1986)では、「榕原」としばしば地名に見られる漢字で書かれている。「全国町・字ファイル」には両者とも入っていない。

1995年現在、沖縄市役所の固定資産税課によると、ここは「榕原」と書くもので、1983年(それより古いものは廃棄)の土地台帳、図面の公団でも同様という。

「稲」が、現地の地名を誤植したものか否かは、当時の『国土』に基づいた資料が何なのかが不明なので、証明が不可能であるが、JIS漢字選定作業で生じた原典にない字(幽霊文字)ではなく、『国土』の段階での幽霊文字らしいものである。

【筭】『対応』:『国土』1(ウツボ その他の国字)

『国土』1974.03 0427/7 群馬県前橋市筭井町(うつぼいまち) 筮井(小学校名)

【筭】『対応』:『標準』『国土』23(ヤナ その他の国字)

『標準』筭

『国土』1972.12 1268 愛知県豊田市滝見町字筭下(やなした)

- 1972.12 1268 愛知県豊田市築山(やなやま)  
 1973.09 0133/9 岩手県盛岡市上田字築ノ上(やなうえ) 削除されている  
 1973.09 0133/10 岩手県盛岡市築川(やながわ) 郵便局・中学校・小学校名も  
 1973.11 0243/9 山形県米沢市大字築沢(やなざわ) (以下略)

「築」には「刀」の右の「丶」を欠く字体も原本にあるが、包摶されたか見逃された模様。「やな」、まれに「リョウ」という音訓から「梁」の異体字ともいえるが、「はり」には用いない。

#### 【旗】 『対応』:『標準』『国土』1

##### 『標準』 旗

- 『国土』 1972.12 0511/3 埼玉県秩父郡小鹿野町長留通称旗居(はたい)  
 1981.10 0739/3 神奈川県厚木市飯山通称旗谷(はたや)

字源からは「旗」から派生した異体字と考えられるが、偏旁付加による会意文字のようにも解しうる。

#### 【糸】 『対応』:『国土』1(拡張新字体)

- 『国土』 1974.07 0203/6 秋田県秋田市下浜桂根字糸(拡張新字体)薪沢(ぬかまきざわ)  
 従来、「すくも」と読む地名などとされていたのは「糸」からの誤りであろう。これは役所によれば、土地台帳作製の時以来この字体である。明治期には「糠」と記す資料もあり、その地域的な異体字(略字)である。1983JISの字形変更で、原典の字体になった。なお、『国土』では秋田県の地名は詳しい。『角川日本地名大辞典』秋田県(1980)では「□(米十處)」に作るが、この字体は誤った回帰か。

#### 【糸】 『対応』:『国土』1(スクモ その他の国字)

- 『国土』 1974.12 2007/3 山口県徳山市糸島(すくもじま) 小学校名も

#### 【穂】 『対応』:『国土』2

- 『国土』 1976.06 0301/5 福島県白河市本沼字穂田(うるちだ)

従来、「ジ」「ダ」「メン」などの読みが与えられたものの用例が知られていない字であったが、この地名から忠実に転写したものであったことが判明した。1995年現在、白河市役所税務課によれば、「字名コード」では「穂田」と書いて「もちだ」と読んでいる。「穂田」という表記は、『角川日本地名大辞典』福島県(1981)でも同じであるが、読みは『国土』と同じく「うるちだ」である。「穂」の「雨」を取ることで字義を改めた「削意文字」か。

#### 【穂】 『対応』:『国土』3(スクモ その他の国字)

- 『国土』 1973.03 1935/8 広島県広島市祇園町西山本通称穂尻(すくもしり)

1983.06 1929/26 岡山県久米郡久米町桑下通称穂山(すくもやま)

1988.05 1977 広島県高田郡甲田町穂地(すくもじ)

#### 【曇】 『対応』:『国土』1

- 『国土』 1993.04 2321·2322熊本県水俣市栄町・野口町(旧大字・町名浜・大黒町)旧字名曇割

従来、「セツ」と読みを与えられたり、「鱈」と同定されたり、未詳とされてきたが、読みは、市役所によると「ゆきわり」。この用例からは肉月か月偏か判断できない。

【范】『対応』:『国土』7(拡張新字体)

『国土』 1973.08 0103/7	青森県青森市後范(包は旧字体)(うしろやち)
1973.08 0107/3	青森県弘前市范(包は旧字体)中(やじなか)
1973.08 0114	青森県五所川原市姥范(包は旧字体)(うばやち)
1973.08 0114	青森県五所川原市一野坪通称前范(包は旧字体)(まや)
1973.08 0126	青森県西津軽郡鰺ヶ沢町芦范(包は旧字体)町(あしゃちまち) 芦范(包は旧字体)郵便局・中学校・小学校名も(以下略)

「范」の「包」の部分は、1978JIS以来、つねに新字体となっていたが、引用元の『原本国土』では、すべて「□(匚+巳)」と旧字体に作っている。これも、『対応』までに拡張新字体に変わったものである。『対応』はガリ版刷りであるためか、原本の字形を拡張新字体や筆写字形に直したものがあるが、これもその1つであろう(「塊」「畔」などは正字体に直されてJIS漢字に入った)。辞典やメーカー実装字形などには「包」の部分を旧字体に作るものが少なくなく、包摶が必要である。1988.02 0129/8に「范(包は旧字体)子(やち → やつこ)」という読みが見られる。

【表】『対応』:『標準』『国土』8

『標準』表

『国土』 1973.08 0103/7	青森県青森市小柳小字表懸(ほろがけ)
1973.08 0125	青森県東津軽郡今別町表月(ほろづき)郵便局・中学校名も
1973.08 0129/9	青森県北津軽郡小泊村表内(ほろない)
1973.08 0129/15	青森県下北郡東通村岩屋通称表(母は貫の上部)部(ほろべ)
1978.03 0141/3	岩手県花巻市高松通称表(母ははねない)輪(ほろわ)(以下略)

『対応』までに、字体の包摶がなされていたようである。

【轟】『対応』:『国土』1

『国土』 1976.06 0302	福島県白河市(大字なし)通称白坂字轟飛(たかとぶ)
-------------------	---------------------------

従来、JIS漢字対応漢和辞典やワープロ漢字辞典の類のはほとんどすべて(約40冊)と『校正必携』7版(1995)などでは、1978JISに異体字参照符号がないにもかかわらず、「轟」(やがて)の異体字としていた。しかし、「轟」は、「鷹」の要素を分解してから位置を動かし「□(鳥十鷹一鳥)」としたいわゆる動用字ないし篆書体に基づく字体が、さらに崩れたものであった。この地名は「国土調査により字名変更」があり、この号で抹消され、別紙の字名一覧の「鷹飛」(たかとび)に改められている(1990.10 0301/5)。役所の「字名コード表」では、「鷹飛」(たかとび)となっているという。

【轟】『対応』:『国土』1

『国土』 1974.07 0203/7	秋田県秋田市金足黒川字轟町(そりまち)
---------------------	---------------------

1974.07.0208 秋田県能代市字機織轉の目(はたおりそり め)

「轉」と同じく「そり」だが、用例は固有名詞がほとんどなので、互いに交替させることがないため、用法から見ると異体字ではなく、同訓異字といえる。

これは、「雪車」という熟字訓表記が本来であり、それが、各地域で使用されているうちに、近世のころに、一部の地区で合字となって「轉」も生じた、と考えられる。「そり」には、「櫂」などの漢字も使われているが、日本人には、「轉」や「轉」「□(木十雪)」のほうが実感が得やすかったのであろう。なお、1974.07.0203/6「雪車田(そりだ)」は、1976.01.0203/6で「秋田県秋田市下沢羽川字轉車田(そりだ)」と変わるが、同化字体と見られる。

地名には、熟字訓が合字となる例が、「山女」が「□(山×女)」、「母衣」が「裊」となるように、いくつかある。逆に分字となることもあり、国字「□(穴×堀)」で「ほつ」と読ませる(鹿児島県方言の入声で、共通語形は「ほり」か)地名が、鹿児島県にあるが、『国土』では、一貫して「穴堀」と2字に分けてある。「□(山×女)原」も「山女原」とも書くと役場がいうように、1字が2字になることもある。意図的に1字化されたものもあったが、手書きの時代には、筆字では1字1字の大さがまちまちであり、さらに掛け字で縦書きされたため、誤認による合字や分字も発生していた。

#### 【遙】 『対応』:『国土』4(拡張新字体)

- 『国土』 1973.10.1929/20 岡山県英田郡美作町中尾通称杉遙(拡張新字体)(すぎせこ)  
1973.10.1929/20 岡山県英田郡美作町中尾通称カジヤ遙(拡張新字体)(せこ)  
1973.10.1929/22 岡山県英田郡作東町梶原通称遙(拡張新字体)(さこ)  
1978.04.1731 兵庫県佐用郡佐用町淀通称亀ヶ遙(拡張新字体)(かめがさこ)  
1983.06.1929/17 岡山県勝田郡勝央町豊久田通称勝負遙(拡張新字体)(しょ  
うぶざこ) 小遙(拡張新字体)(こざこ)  
岡山県勝田郡勝央町福吉通称遙(拡張新字体)(さこ)

1978JISで、他の字と合わせるために「正字体」化された。「たに」に当てる地名は暗合か。

#### 【鎌】 『対応』:『国土』1

- 『国土』 1973.01.0237 山形県山形市旅籠町一丁目旧通称名小鎌  
1973.01.0237/2 山形県山形市七日町一丁目旧通称名小鎌

従来、地名用例が知られていなかった。読みは、『角川日本地名大辞典』山形県(1981)では「こかすがい」だが、市役所によると(1995.11)、『旧町名保存事業の概要』では「こがすがい」と連濁する。「□(金十糸)」の崩し字から生じた字体。

#### 【隣】 『対応』:『国土』1

- 『国土』 1989.12.0329/6 福島県南会津郡下郷村高隣(たかしま)

「補助漢字」で、『大漢和辞典』にある「□(おおざと十壽)」「□(おおざと十鳥)」と同定された。原典にある拡張新字体だが、正字体がJIS漢字にならないために異体字参照符号がない。

#### 【鉢】 『対応』:『国土』2(メバル その他の国字)

『国土』 1974.05 1978 広島県豊田郡東野町通称鰐崎(めばるさき)  
「ごり」に当てる地名は衝突用例。

#### 【鳴】 『対応』:『国土』1

『国土』 1974.01 0311 福島県相馬市石上字鳴沢(みさござわ)

従来知られていなかったが、これも地名から入った字である。後(1989.12)に訂正され、他の資料と同様に「□(舟十鳥)」と変わっており、誤記であったと見られる。役所の「地区名一覧表」や担当課でも、今までに「□(舟十鳥)」しかなく、「□(舟十鳥)」の字体が正しいという。なお、「みさご」と読む地名の漢字は、各地でさまざまに字体が変化している。また、「鳴」には古書に衝突用例がある。

以上の探索と照合の結果、アの57字のうち、実際に原本で地名(公共機関名を含む)に用いられていた字として、49字の存在を確認できた。この中には、従来、地名としての確実な典拠が示されたことのなかった「砲」「峩」「橦」「榕」「榎」「榎」「櫛」「躄」「躄」「鯨」「鳴」の10字が含まれており、それらには、役所・役場での確認もしてある。これらの字は、『報告書』(1974~1976)などに示された、日本の地名用字を網羅しようとしたJIS漢字の本来の趣旨を反映したものといえ、多くは地域文字を掘り起こしたものといえる。なお、上に記した『標準』からも引かれた字は、すべて『原本国土』にも現れた。

頻度数には問題があり、「榎」「躄」は『対応国土』では2というが、『原本国土』では1、「橦」は逆に1というが2であったように、齟齬が生じていたことも判明した。『対応』の「○」にも誤記があったといい(池田委員)、『対応国土』の頻度数も同様であったとみられる。

### 3. おわりに

以上、問題となった69字のうち、『対応』に『標準』や『国土』からとされた60字を探索した結果、それらの原典に52字が存在したことが判明した。ここに、JIS漢字の中の疑問字は、実際には、漢和辞典が落としていた地名用字が多くのことと、同じくまれに用いられる漢字と国字とが含まれていたことが明らかとなった。

国際標準化機構「万国符号化文字集合」(ISO/IEC 10646)は、「訂正」を疑問字に及ぼさないまま、1993年にJIS漢字を含ませたため、幽靈文字もそのまま世界中に広まることになった。さらに逆に「ISO」がJISにも取り入れられ、1995年に「JIS X0221-1995 ISO」とされた。この結果、ISOを取り込んだ中国の辞典では、幽靈文字がさらに一人歩きを始めている。1994年に北京で刊行された『日語漢字読み音速査証典』には日本の辞典に見られる「音」や「国字」という注記があり、「峩」にはchilという中国音までつけて掲げてある。「GBK漢字表」では「□(峩(山は出一匚))」の字体となっている。今後は、世界的な視野で、これらの調整も必要であろう。

筆者は、幽靈文字の実態を明らかにするための『国土』の調査に1年間を費やしたが、外部から究明をしていた時以上に発見が多く、それにより改められた点も多かった。調査対象が膨大すぎると敬遠するということは、学問的な調査研究において、事実の解明を避けることになるのであれば、許されないことであろう。ことに漢字の通時的、共時的な実態を追究する分野は、調査の徹底と継続により、いくらでも開拓されていく沃野といえる。

今後、以上の発見と確認とをふまえ、さらに、誤字が生成される原因と定着する理由、地名や姓名など有名詞に用いられている漢字・国字・異体字の実態、日本の漢字の動態を記述してこなかった漢和辞典のあり方、漢字にとっての典拠の重要性、新たな字体が発生しても偶然に同一字体が存在している可能性の高さ、漢字に関する「標準化」のあり方などの問題について、研究を継続していく必要があり、徹底した考察を行っていきたい。

### 注

- (1) 筆者は、この問題に関しては、「JIS漢字の中の幽靈文字について」(第102回近代語研究会 1993.02)、「JIS漢字と位相」(『日本語学』1993.07)、「JIS漢字における国字・新字・異体字の典拠—JIS漢字幽靈文字研究序説」(『文化女子大学紀要 人文・社会科学研究』3 1995)、委員となってからは、「JIS X 0208 改正案説明資料—典拠未詳字に関する調査状況(中間報告)」(1995.11)、「JIS漢字における「音訓未詳字」」(早稲田大学国語学会 1996.07)、「JIS X 0208における疑問字の発生経緯とその用例」(『日本近代語研究』3 1997)などを公表している。なお、「補助漢字」には、暗合用例の見つからない字はない。
- (2) 作業上可能であれば、扱う字の範囲を、『対応』で『国土』のみの字+『対応』で『日本生命収容人名漢字』のみの字+『対応』で『国土』と『日本生命収容人名漢字』とのみの字+『対応』にない字+『大漢和辞典』にない字+『新字源』にない字とし、『報告書』(1976)の字体も、掲げてもよかったですと思われる。
- (3) 『新字源』と『大漢和辞典』にある文字番号の確認は、主に池田証壽委員、豊島正之幹事とにより行われ(それと並行して包摂規準も確認されてきた)、規格票上の異体字参照符号の確認は、主に益山健委員、芝野耕司主査によって行われた。これらの検索は数年前に個人で行っていたが、委員会での検索結果とほぼ一致した。
- (4) 見落としがないように努めたが、調査に疑いのある方に、検証をお願いしたい。なお、『国土』原本の除去分には、多くの赤字が入っているが、「壇」→「提」のように、赤字が入っていない部分にも、訂正が加わっていたケースが多いため、1978.11現在号になく、後の加除により追加された地名が、以下の用例に混入している可能性がじゃっかんある。

[付記] 本稿は「JIS漢字における「音訓未詳字」」(1996. 7. 13 早稲田大学国語学会)で発表した内容の一部を含んでいる。御指導を賜った方々に御礼申し上げる。また論文化を懇意して下さったJCS調査研究委員会にも御礼申し上げる。

(ささはら ひろゆき／国立国語研究所)